平成２２年（フ）第１４３号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前2094番地23
債務者　吉澤　章夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前2094番地23
債務者　吉澤　朱美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４５号
群馬県伊勢崎市八斗島町1604番地14
債務者　岩口　靖徳
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
群馬県伊勢崎市寿町155番地２
債務者　高柳　　司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
群馬県伊勢崎市太田町413番地４　グランドパレス21―103
債務者　アブレオ健二（ＤＥ　ＡＢＲＥＵ　ＣＥＬＳＯ　ＫＥＮＪＩ）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６９号
群馬県伊勢崎市太田町413番地４　グランドパレス21―103
債務者　アブレオデジェススセルマ（ＤＥ　ＡＢＲＥＵ　ＳＥＬＭＡ　ＤＥ　ＪＥＳＵＳ）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
群馬県伊勢崎市宮子町3515番地９　ドルフィン宮子106
債務者　山田　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
群馬県富岡市妙義町下高田1940番地１
債務者　相川　幸三
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１３号
群馬県富岡市妙義町下高田1940番地１
債務者　相川　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４号
新潟県妙高市美守２丁目５番２―405号　サンコーポラスひだのもり
債務者　尾﨑　定夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第６６号
静岡県駿東郡清水町柿田212番地の１　リバーパーク102、前住所静岡県駿東郡清水町八幡181番地の３　澤田ビル302号
債務者　笹村　純子（旧姓神戸）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
静岡県三島市一番町５番10号　菰池パークハウス１―C、住民票上の住所静岡県三島市一番町５番10号　菰池パークハウス１―B
債務者　櫻井　幸保
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
静岡県裾野市伊豆島田127番地の１　リバーサイド上杉107
債務者　西村美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
静岡県伊東市玖須美元和田730番地の142　雇用促進住宅２―401
債務者　阿戸　直子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
愛知県一宮市玉野字中瀬古1744番地１
債務者　桂川　里美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５８号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地７　江南団地89棟306号
債務者　平　真理子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０１７号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目８番28号、前住所大阪府羽曳野市郡戸236番地の14
債務者　尾崎　　緑
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係